

これが「企業の労働110番」です



「はい、こちら企業の労働110番です」。お電話はとある建設会社の安全衛生担当者様でした。「化学物質の自律的な管理のための法改正の内容が難しいし、何から始

めれば良いかの手順を決めるのも難しい」というものでした。確かに対応すべきことが多くあります。担当者様は「具体的にはクリエイトシンプル等のリスク

(一社) 名北労働基準協会
企業内コンプライアンス教育推進室長
作業環境測定士

杉山正義

新たな化学物質管理への対応

アセスメントツールの使用の方、リスクアセスメント後の化学物質のばく露低減措置、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任・職務に関することが特に分からない」とのことです。

相談室では、数多くの企業担当者から同じような質問をお受けしています。ここでは化学物質管理に関する相談の中から、特に気になる内容や相談対応についてご説明いたします。

SDS (安全データシート) により危険性及び有害性の最新情報の取得が必要ですが、企業でフアイリングされているSDSが古いため、危険性及び有害性の情報が不確

かな企業が多く見受けられます。SDSが古いとリスクアセスメント結果による低減措置が不十分となるケースが多くなることから、すべての化学物質について最新のSDSの取得をお願いしています。(5年以内ごとに通知事項の「人体に及ぼ



す作用」の定期的な確認が義務化されています)

(2) リスクアセスメントツールの使用
クリエイトシンプルやコントロールバンディング等のリスクアセスメントツールの使い方が分からないために、リスクア

セスメントが未実施となっている場合、使用マニュアルの提供・使用方法の説明を行っています。

(3) リスクアセスメント実施結果に対し

リスクアセスメントの結果に基づく化学物質のばく露低減措置に対する具体的なご相談も多くあります。その際には作業方法等の内容等をお伺いし、排気設備設置の提案や、保護具使用等のアドバイスさせていただきます。

(4) 各種選任方法の確認
化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任方法や職務に関するご質問も多くあります。特に建設業等工事現場における調整等の中で「出張先における選任が必要か否か」の問合せが多くなっています。

これらは、ご相談いただいています内容のごく

一部です。今後も引き続き愛知県下各労働基準協会では「企業の労働110番」(☎052-961-7110)等によりご相談に対応いたします。また、行政から必要な情報が公表された場合には遅滞なく情報提供を行う予定です。お困りごとがございましたら引き続きお気軽にご相談ください。

【名北労働基準協会 会員企業限定】

- 化学物質管理実務対応 総合支援事業
 - 化学物質管理セミナーの実施 (無料)
 - 訪問コンサルティング (無料)
 - 化学物質管理者講習の実施
 - 保護具着用管理責任者教育の実施
 - 企業出張研修の実施 (格安)
 - 相談対応 (無料)
 - 情報提供 (無料)
- イラスト・木村武司

